

(平成23年8月24日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

島根厚生年金 事案574

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月1日から46年4月1日まで

昭和45年2月に、A社B研修所（以下「B研修所」という。）において新人研修を受講した後、同年4月1日に、A社に臨時職員として採用され、46年8月31日に退職するまでの期間において、同社C支社、同社D支社及び同社E支社に勤務した。

私と同じ条件で採用された同僚は、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が有るにもかかわらず、私の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するB研修所の「学習のしおり」から、申立人と同時期に研修を受講していることが確認できる同僚一人の供述、及び申立人が申立期間において一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚二人の供述、並びに雇用保険の被保険者記録から、申立人は申立期間において、臨時職員としてA社に勤務していたことが認められる。

また、「臨時職員等社会保険事務処理規程」によると、A社は、昭和38年10月1日から、臨時職員等を厚生年金保険に加入させたことが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者（申立人と同期入社と推認される者を含む。）のうち、F社が保管する履歴書により申立期間当時の雇用形態が確認できた7人は、いずれも申立人と同じ臨時職員であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚7人に係る被保険者原票及びオンライン記録（昭和45年4月の標準報酬月額）から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は昭和46年4月1日を厚生年金保険被保険者資格の取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年4月から46年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

島根厚生年金 事案575

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年6月30日から同年7月1日まで

申立期間は、A社に勤務していた。申立期間の直前は、B社C支店に勤務していたが、同支店の債務及び社員はA社に引き継がれており、私は、B社C支店からA社に切れ目なく勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が発行した在職証明書、同社の回答、及び申立人と同様に申立期間の前後の期間においてB社C支店及びA社に係る厚生年金保険の被保険者記録がオンライン記録から確認できる3人の同僚の供述、並びに申立人の同僚が所持する昭和63年分給与所得の源泉徴収票及び同年6月分の給与支給明細書から、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録におけるA社に係る申立人の昭和63年7月の標準報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を誤って昭和63年7月1日として社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

島根厚生年金 事案576

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年6月30日から同年7月1日まで

申立期間は、A社に勤務していた。申立期間の直前は、B社C支店に勤務していたが、同支店の債務及び社員はA社に引き継がれており、私は、B社C支店からA社に切れ目なく勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が発行した在職証明書、同社の回答、及び申立人と同様に申立期間の前後の期間においてB社C支店及びA社に係る厚生年金保険の被保険者記録がオンライン記録から確認できる3人の同僚の供述、並びに申立人が所持する昭和63年分給与所得の源泉徴収票及び同年6月分の給与支給明細書から、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を誤って昭和63年7月1日として社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

島根国民年金 事案410

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から50年3月まで

20歳になり、独り暮らしを始めたことから、A市区町村において国民健康保険と国民年金に同時に加入し、申立期間の国民年金保険料はA市区町村の集金人を通じて納付していた。申立期間が未納と記録されていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和51年5月8日にA市区町村において払い出されていることが確認でき、この頃国民年金の加入手続がなされたものと考えられるが、この時点では、申立期間の大半の国民年金保険料は、時効により納付できない上、申立人に係る特殊台帳及び国民年金被保険者名簿には、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されており、当該記録は、オンライン記録と一致している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年5月8日以前の期間において、国民年金手帳記号番号払出簿に、申立人の氏名は見当たらない上、申立人は、「現在所持している国民年金手帳以外の手帳は、所持したことがない。」と供述していることから、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する「納付書・領収証書」から、申立人は、申立期間直後の昭和50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料を同年12月9日に過年度納付していることが確認できるところ、申立人は、「昭和50年4月から51年3月分までの期間の国民年金保険料については、社会保険事務所（当時）から納付書が送付されてきたので、一括して納付したが、この一括納付以外には、まとめた額の国民年金保険料を納付したことではない。」と供述しており、申立人が申立期間の国民年金保険料を過年度納付又は特例納付により納付していることをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、「20歳到達時に、A市区町村において国民年金の加入手続を行った。」と供述しているところ、戸籍の附票から、申立人は、20歳到達時の昭和46年＊月から同年5月までの期間において、B市区町村に居住していることが確認でき、この間、住民登録の無いA市区町村において国民年金の加入手続を行うことができたとは考え難い上、申立期間当時、申立人に同居の親族はおらず、申立人は当時の知人等について記憶がないことから、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことを行うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根厚生年金 事案577（事案448の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年4月1日から33年5月11日まで

昭和28年4月から33年5月までの間、A事業所（当初の事業所名称はB事業所。昭和27年2月6日にC事業所に、31年12月24日にA事業所にそれぞれ名称を変更。）に勤務した。当該期間については、脱退手当金が支給されたと記録されているが、受給した記憶はない。

先般、別の年金記録確認地方第三者委員会から、B事業所に係る脱退手当金を受給していないとして申立てを行っている人に関する同僚照会の文書を受け取った。私以外にも、A事業所に係る脱退手当金の支給記録に疑惑を抱いている人がいることから、私の脱退手当金の支給記録に誤りがあると感じている。

再申立てに当たり、当該同僚照会に係る文書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、i) A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の健康保険番号の前後126人の女性の被保険者のうち、被保険者資格の喪失時点において脱退手当金の受給要件を満たす者は45人であることが確認できるところ、そのうち26人について脱退手当金の支給記録が確認できる上、26人全員が被保険者資格の喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給が決定されていることから、申立期間当時、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性がうかがえること、ii) 申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和33年5月11日から約4か月後の同年9月6日に脱退手当金の支給が決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、厚生省年金業務室（当時）が、脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に対して、被保険者記録を回答した旨の記載が有るなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、iii) 申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会

の決定に基づき、平成22年9月1日付けて、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人が新たに提出した同僚照会に係る文書からは、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。